

飯坂町商工会

ちゃんこ・ちゃんこ通信

第35号 令和3年4月

新型コロナに対する支援

緊急事態宣言の影響緩和に係る 一時支援金(国)

【概要】

2021年に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時間短縮営業や、不要不急の外出、移動の自粛により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方々に一時金を支給する制度です。

【給付対象】

- ◆緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛の影響を受けていること。
- ◆2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少していること。

【給付額】

給付額 = 2019年又は2020年の対象期間(1月～3月)の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

【給付額の上限】

- ・中小法人等 上限60万円
- ・個人事業者 上限30万円

【申請期限】

2021年5月31日(月)

【必要書類】

- ・確定申告書 (2019、2020年の申告書、受付印あり)
- ・売上台帳 (2021年度 対象月の売上台帳)
- ・宣誓同意書 (商工会のHPからダウンロード可)
- ・本人確認書類 (免許証両面)
- ・通帳 (表紙と見開きページ)
- ・履歴事項全部証明書 (中小法人のみ)
- ・取引先情報一覧 (商工会のHPからダウンロード可)

対象月：対象期間から任意に選択した月(売上げが50%減少した月)

【申請方法】

- ① 一時支援金のサイトから「申請ID」を作成。
- ② 商工会等の登録確認機関にて「事前確認」をうける。
- ③ 一時支援金のサイト(マイページ)から「申請」。

- ※ 申請するには、必ず登録確認機関の事前確認が必要です。
- ※ 詳細につきましては、一時支援金または商工会のホームページをご覧ください。

売上の減少した中小事業者に対する 一時金(福島県)

【支給対象】

福島県緊急対策に基づく要請に伴い

- ① 飲食店の時短営業により影響を受け、売上げ減少した中堅・中小事業者。
- ② 不要不急の外出自粛の影響を受け、売上げ減少した中堅・中小事業者。

【主な交付要件】

- ① 県内に本社または本店のある中堅・中小事業者
- ② 福島県緊急対策に基づく要請に伴い
 1. 飲食店と直接・間接の取引があること
 2. 不要不急の外出自粛により直接的な影響をうけたことにより2021年1月又は2月の売上が前年同月比で50%以上減少したこと。
- ③ 国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る(一時支援金)」を受けていないこと。
- ④ 福島県緊急対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

【交付額】 一律20万円

【申請期限】

2021年5月14日(金)

- ※ 詳細につきましては、県または商工会のホームページをご覧ください。

令和3年4月1日から 総額表示が義務化されました。

◆「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含みます)を含めた価格を表示することをいいます。

人事異動のお知らせ

4月1日付の人事異動に伴い、藤田 勉支援員に代わり半澤 友紀子支援員が新たに採用されました。